

# 令和6年度

# 事業計画書

## 【尚和園】

養護老人ホーム  
特別養護老人ホーム  
短期入所生活介護事業  
デイサービスセンター  
ホームヘルプサービス事業  
在宅介護支援センター  
居宅介護支援事業  
地域包括支援センター  
介護老人保健施設  
短期入所療養介護事業  
通所リハビリテーション事業

## 【年輪荘】

養護老人ホーム

社会福祉法人 埼玉県共済会

# I 重点課題と運営方針

## 1. 法人運営に係る重点課題

### (1) 中長期計画の着実な推進

『中長期計画』の前期計画期間（令和4年度～令和8年度）に取り組む事業の多くは、すでに達成もしくは着手できていますが、未だ達成・着手できていない事業への取り組みが課題となっています。

この達成・着手できていない事業に関しては、その要因を精査した上で、早期達成・着手に向けたロードマップ（工程表）を作成する必要があります。

### (2) 危機事案発生時の対応力の強化

令和4年度に『危機管理計画』『災害対策計画』『緊急事態等対策計画』、及び、『自然災害発生時における業務継続計画』『新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続計画』を、また令和5年度には『感染症発生時における業務継続計画』をそれぞれ作成しています。

今後は、危機事案発生時に、計画に基づき速やかに、混乱なく実際の行動に繋げられるようになります。特に、本年元旦に発生した能登半島地震のような大規模な地震が発生した際の対応力強化を図る必要があります。

### (3) 効率的な事業運営

当法人が運営する福祉・介護事業における収入については、措置費や介護報酬が中心となっています。新たな利用者の確保、新たな加算の獲得など可能な限り収入を増やすための努力が必要となります。しかしながら、一方ではサービス供給量には限界があり、また措置費や介護報酬は公定価格であり、単価をあげることはできません。

こうしたことから、収入を増やすことに限界がある一方で、支出については、物価高騰や人件費支出の増加などを背景として膨らみ続けています。特に、支出の多くを占める人件費については、失われた30年と言われる長く続くデフレからの脱却をめざし、国策として経済の好循環の旗頭のもと、賃金水準の引き上げが声高に進められています。加えて、福祉・介護人材の絶対数が不足しており、東京都で独自に介護職員に対して、月1万円～2万円ほどの支援が検討されているように、益々人材の獲得競争は激化する様相を呈しており、今後とも賃金の引き上げを検討せざるを得ない状況となっています。

このように、支出の伸びが収入の伸びを大きく上回ることが見込まれる中においても、事業を安定的に継続していくためには、さらなる効率的な事業運営が求められます。

### (4) 令和6年度介護報酬改定への対処

3年に1度の介護報酬改定が行われ、各事業の運営及び加算に関する基準や要件の一部が見直されるとともに、新たな加算の創設も行われました。

令和6年度の事業運営にあたっては、各事業に対して新たに義務化された要件への迅速かつ的確な対応、そして、新たに創設された加算の取得の可否の検討、及び速やかな対応が求められます。

### (5) 人材の育成・確保

社会福祉事業や介護保険事業は対人援助を中心とする事業で、そのため、職員には豊かな人間性と高い倫理観・専門性が求められます。また、こうした資質を有する職員は、法人のみならず地域にとっても貴重な人材となりますので、当法人では、人材育成とキャリアアップの仕組みを包含する職員研修計画を令和5年度に作成いたしました。今後は、同研修計画の着実な推進が求められます。

また、福祉・介護分野の人材不足が進む今日、人材育成のための研修体系やキャリアアッ

の仕組については、給与や休日等と同様に、求職者が職場を選択する際の重要な項目の一つとなるものと考えられます。そこで、今後は当法人が行う求人活動において、研修やキャリアアップの仕組を効果的にアピールする方策を検討する必要があります。

#### (6) 地域福祉活動への積極的な参画

さいたま市では、支援を必要とする市民に対して、公的な制度としての援助だけでなく、地域住民組織を中心とした支援活動の強化をめざし、市レベルでは『地域福祉計画』が、市社会福祉協議会では『地域福祉活動計画』が、また地区社会福祉協議会では『地域福祉行動計画』が策定され、3層構造による地域福祉が展開されています。

また、介護の分野では、団塊の世代がすべて75歳以上となる2025年に向けて、地域包括ケアシステムの構築をめざしていますが、このシステムにおいても地域における予防や生活支援が柱の一つになっています。

当法人で営む老人福祉事業や介護保険事業は、地域包括ケアシステムの一役を担っており、また社会福祉法人として取り組む地域における公益事業は、地域福祉活動の一つと言えます。

今後は、福祉・介護の専門人材を多数抱え、100年を超える長い歴史の中で、地域と共に歩んできた法人としては、さらに積極的に地域包括ケアシステムの構築や地域福祉の向上に取り組むため、地域の関係機関・団体などとの連携をより一層強化する必要があります。

## 2. 法人運営方針

### (運営方針)

- ◆ 社会福祉法人としての公益性の観点から、地域社会への貢献と利用者の信頼に応える質の高い福祉・介護サービスの提供をめざします。
- ◆ 新型コロナウイルス感染症などの感染症が蔓延した際や大地震などの自然災害発生等の際にも、地域のニーズに即したサービス提供を継続できる体制づくりを進めます。
- ◆ 令和6年度介護報酬改定に迅速・的確に対応し、安定かつ収益性の高い事業運営をめざすとともに、賃金の引き上げや物価の高騰など支出の増大が見込まれる中、より効率的な事業経営に取り組みます。

### (具体的な取り組み)

#### (1) 中長期計画の着実な推進

前期計画期間（令和4年度～令和8年度）に実施すべき事業のうち、未達成・未着手事業についてその要因を分析し、事業実施のためのロードマップ（工程表）を作成します。

#### (2) 危機事案発生時の対応力の強化

自然災害、新型コロナウイルス感染症を含めた感染症、及び情報漏洩などの緊急事態が発生した際に、各種計画に基づき迅速かつ的確な対応が図れるよう、適宜・適切に研修・シミュレーションを実施します。

また、地震災害発生時の近隣住民の安全確保や生活支援に関して、地域の自治会や自主防災組織等との連携の在り方についても、地域を巻き込んだ対策協議の場の創設について検討を進めます。

#### (3) 効率的な事業運営の推進

##### ① 経費削減計画の推進

令和4年度に策定した『経費削減計画』に基づき、令和6年度においては次の事業に取り組みます。

a. 紙オムツ等の法人内共同購入

b. ソーラーシステムの導入

なお、令和5年度に検討・実施を掲げた事業のうち未達成の項目については、引き続き

取り組みを進め、『日常的取り組みの励行』として掲げた「照明」「エアコン」「エレベーター」「便座」「電源」「事務用紙」の各項目における取り組みは、令和6年度においても引き続き全事業所で取り組みを継続します。

## ② 補助金の有効活用による施設・設備の改修計画の作成

築20年を超える尚和園東館をはじめ、施設やブロック、エレベーター等の設備の経年劣化が進み、今後改修や更新が必要となります。

これらに要する法人の財政負担を軽減するための補助金の活用、および法人の財政負担の平準化を図るため、施設・設備の改修計画を作成します。

なお、改修計画の対象となる事業は、屋上防水・外壁塗装工事、北側ブロック塀の改修工事、及び東館エレベーター4基となります。このうち、北側ブロック塀の改修工事については『地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金』の活用が、また屋上防水・外壁塗装工事及び東館エレベーター4基の更新については『老人福祉施設整備費補助金』の活用が検討されます。このうち『老人福祉施設整備費補助金』については令和12年度まで交付申請ができず、加えて2つの事業を同時に補助対象事業とすることができないことから、工事に係る費用がより小さく、緊急性の高い東館エレベーター4基の更新については自主財源で、早期かつ段階的に更新することとします。

## (4) 令和6年度介護報酬改定への対処

関連する事業所において、令和6年度介護報酬改定に関する勉強会を開催し、事業継続に関し求められる体制等を確認し、迅速に体制を整えます。

また、新たに創設された加算の獲得についても、その可否を検討し、可能な限り加算獲得に向け準備を進めます。

なお、介護職員を中心とした処遇改善に関する加算が一本化されたことを受け、給与規則等を改正したところであり、この改正後の規則・規程に基づき適正かつ確実に、処遇改善手当の支給を行います。

## (5) 人材の育成・確保

### ① 職員研修計画の着実な推進

当法人では、令和5年度に『職員研修計画』を作成し、計画的な人材育成に着手することとしました。

計画初年度となる令和6年度では、計画に位置付けた法人研修・階層別研修等の研修を、年間研修実施計画に基づき着実に実施します。

### ② 求人情報における『職員研修計画』の周知

人材不足が顕著な介護職員等について、職員研修・キャリアアップの仕組に関する情報は、給与・休日などと同様に職場選択の判断の一つとなり得ます。そのため、ホームページ等を通じて、求人情報として当法人の『職員研修計画』に関しても、広く周知してまいります。

## (6) 地域福祉活動への積極的な参画

地域福祉活動については、地域の中で支援を必要とされる方々に、地域の力で支援を展開することが基本と考えられます。

地域の中の力、それは地域内の住民の方々、住民組織、そして子育て支援を含めた福祉や介護の分野における専門的機関や団体などで構成されます。この地域の力は、構成員それぞれが共通認識のもと、連帯して活動する時、大きな力を発揮できると考えます。

そこで、福祉・介護の専門的組織として、当法人が所在する原山地区の地域福祉活動や地域包括ケアシステムの中核を担う地区社会福祉協議会や地域包括支援センターに対し、今後の原山地区の地域福祉の推進のあり方について問題提起を行ってまいります。

その結果、地区内で現在取り組まれている地域福祉活動の実態と課題、並びに自治会・民生児童委員会・地区社会福祉協議会、さらに自主防災組織や子ども会及び老人クラブなどの住民組織の活動実態や活動上の課題について、地域全体で情報を共有し、その課題解決に向けた方策を全体で検討できる場が創設され、その一員として当法人も参画し、ここで話し合われた具体的な取組が原山地区の地域福祉行動計画に反映されることをめざします。

## II 各事業の運営及び処遇方針

### [各事業の運営]

#### 1. 施設福祉

##### (1) 養護老人ホーム

- ① 園の基本姿勢として、利用者的人格の尊重を基本とし、よりよい処遇に努め、生き甲斐のある楽しい生活ができるよう運営を行ってきましたが、これからも、「住みよい環境づくり」「人間味豊かなホームづくり」を目標として利用者の処遇に努めます。
- ② さいたま市をはじめ近隣各市と密接な連携を保ち、措置対象者及び契約入所者の積極的な受け入れに努め、健全な運営を図るとともに、入所者の生活の場として、できる限り生き甲斐と安らぎが得られるよう、明るい施設づくりを目指します。
- ③ 毎月行う入所者の誕生祝会をはじめとし、季節に応じた各種行事を積極的に展開し、楽しみながら変化のある生活ができ、家族的意識をもって毎日が過ごせるよう諸行事の充実を図ります。また、健康状態に応じたクラブ活動を奨励し、認知症発症の予防、リハビリ意欲の助長を図り、生き甲斐のある生活ができるよう支援します。
- ④ 地域に溶け込んだ開かれた施設として、各種行事、積極的な施設の開放等を通じて地域との密接な交流の幅を広げ、入所者も地域住民の一員であることを自覚して生活できるよう援助するとともに、施設が地域の重要な社会資源であることについて、入所者、地域住民の理解を得るよう努めます。
- ⑤ 入所者に関する生活歴、A D L の状態、処遇計画等の情報を職員が共有することが大切であるため、報告、連絡、相談等、職員間の連携と協力に努めます。
- ⑥ 入所者や家族等からの相談・苦情処理、事故防止、身体拘束の廃止等に対しては、誠意をもって迅速、的確な対応を図るよう努めるものとし、また、苦情処理に関する規程に基づいた適切な処理に努めます。

##### (2) 特別養護老人ホーム

###### ① 介護に関する基本理念・方針

###### ア 基本理念

「和を大切にする心」「温かさのある心」「安らかな心」を基本にサービスを提供させていただきます。

- a 「和を大切にする心」とは、利用者に対して和やかで穏やかな生活を営んでいただけるよう、職員は慈愛の念と『感謝する気持ち』を持ち続けます。
- b 「温かさのある心」とは、利用者に対して思いやり・やさしさ・いたわりの持てる『謙虚な気持ち』を持ち続けます。
- c 「安らかな心」とは、利用者に対して常に安心・安全を提供して、安らかな中で利用者の立場に立った『共感できる気持ち』を持ち続けます。

###### イ 施設の基本方針

施設の基本方針として、以下の方針でサービスを提供させていただきます。

- a 入居者一人ひとりの幸せを考え支援いたします。
- b 入居者の思いに添った暮らしを支援いたします。
- c 入居者の生きがいある生活を支援いたします。

###### ウ 介護の基本方針

- a 利用者に対して、人生の先輩としての敬愛・尊敬と感謝の念を持ち、プライバシーを遵守して、常に快適な生活を送ることができる環境を提供します。

- b 利用者の意思や人格を尊重して、人間味の溢れる環境を形成してサービスの提供を行います。
- c 利用者及びご家族の背景や個々のニーズを理解した上でサービスの提供を行います。
- d 利用者の立場に立って、常にサービス提供能力を向上する気持を持ち、日々、問題意識を持ちながらサービスの提供を行います。
- e 『生活環境』を意識して、利用者と職員が共感できる明るく温かみのある雰囲気作りを常に考え、集団・個別双方の良い点を取り入れたサービス提供を行います。
- f 法令遵守（コンプライアンス）の考えに基づき、必要なサービスを怠らないように努力をしていきます。

## ② 運営方針

利用者に対する誠実で温かみを持ったサービスの提供は不変であることを職員全てが自覚して、利用者や家族から安心と信頼を得られるサービスの提供に努めています。

また、多様なニーズに対応できるようケアプランの充実を図り、生活の質の向上を目指すとともに、住み易く生活に馴染める環境作りの確保に努めています。

さらに、コロナウイルスをはじめ、インフルエンザやノロウイルス等の感染症に対して、適宜、感染対策を講じて利用者と職員の安全・安心な環境を維持していきます。

ア 利用者の入居決定にあたっては、入居取扱い規程及び入居検討委員会の適切な運用・運営により、引き続き公正・迅速な対応を期していきます。また、入居希望者の重度化の傾向が強まり、早急な入居を希望されているので、欠員が生じた際は、速やかに待機者が入居できるよう配慮を行っていきます。

イ 身体拘束・抑制については、利用者の尊厳を考慮して、身体拘束の廃止に向けて施設が一丸となって取り組んでいきます。「身体拘束廃止委員会」において、拘束・抑制についてケアの見直しや対策を検討して、今後も身体拘束・抑制を行わないケアを実践します。

ウ 下記の委員会を設置していますが、委員会の趣旨や運営について職員に一層の指導や周知を行い、ケアの質の向上、業務の見直し、住環境の保全・改善、コスト面の効率化などを検討していく中で、職員各自が責任と自覚を持った業務を遂行していくよう努めています。

- |            |          |          |
|------------|----------|----------|
| ・身体拘束廃止委員会 | ・事故防止委員会 | ・褥瘡予防委員会 |
| ・排泄委員会     | ・口腔ケア委員会 | ・ケア向上委員会 |
| ・虐待防止委員会   | ・研修委員会   |          |

エ 行事については、園内の定例行事や生活リハビリを目的とした行事の充実を図ります。但し、新規入居利用者の重度化に加えて、すでに利用している利用者も重度化が進んでいることから、入居者の状態に応じた行事内容の見直しを行っていきます。

また、コロナウイルス及び種々の感染の対策を講じながら、園外の行事（散歩・買い物等）も安全性の確保を第一に考えて行っていきます。さらに季節行事等を企画して、実施していきます。

オ 家族との連携・協働については利用者の心豊かな生活を確保していくため、家族と施設との相互理解を深め、適切に情報交換し、家族との連携・協働に努めています。

コロナウイルス感染のため、利用者及び家族との個別面談が厳しい状況のため、電話やテレビ電話で迅速に対応できるように努めています。特にケアプランを策定し、本人や家族に対して介護計画を提示して介護内容を理解していただき、利用者に対して施設と家族が連携を密にするよう努めています。

カ ケアの質の向上については、提供するサービスの普遍化、利用者が安心・安全で安らぎを得られ、また意欲の向上や不安解消が図られるよう常に利用者の目線に立ったサー

ビスの提供に心掛け、利用者的人格を尊重して、利用者・職員が相互に笑顔のあるサービスの提供に努めています。

また、実際の介護の提供にあたり、センサーマットやリフト等の介護ロボットの導入により、移乗介助や見守りケア等において、入居者の安全の確保が図られるとともに、職員の介護負担の軽減にも繋がっており、今後も双方が安心できる環境の整備に努めています。

更に、職員研修の一層の充実を図り、ケアの質の向上に努めています。

キ 職員の資質の向上については、医療職・介護職は直接援助職員であるとともに対人援助職員の側面があることから、自らの専門性にケアマネジメントを加えた専門職としての自覚を持つことが大切です。そのために、研修の開催やいかにモチベーションアップを図っていくかを議論しながら、前向きな気持ちを持って資質の向上に努めています。

また、新規職員の採用にあたって、業務経験が少ない、介護業務の知識が乏しい職員もいることから、業務マニュアルを作成して業務の基本や技術の把握に努めていけるよう配慮を行っています。

ク 感染症対策については、コロナウイルス感染症が5類となりましたが、感染により重症化するリスクはあるため、インフルエンザやノロウイルス等の感染症を含めて、油断する事なく、継続して予防研修の実施、感染症必要備品の配備、職員の感染症予防への喚起を行なって、感染症の発生を防いでいます。

さらに、コロナウイルス感染症の対策として、これまでの感染予防対策を継続しながら行政の指導のもと、ワクチン接種が早期に受けられるよう対応しています。

また、施設でクラスターが発生した経験を忘れないよう、感染者が発生したことを想定したゾーニング訓練をはじめ、感染を最小限に抑えるための初動対応が、速やかに実践されるような体制の整備に力を注いでいます。

ケ 老人保健施設尚和園アンシャンテとの連携については、特養と老健の対応が類似している点も多いことから、相互の連携を強化していくと共に待機者の情報共有化を図り、質の高いケアの実践を目指しています。また、必要によっては特養への入居を検討しています。

コ 養護老人ホーム尚和園、年輪荘との連携については、要介護認定を受けている養護老人ホームの利用者が増加していることから、社会的使命の観点からも連携を図って、必要が生じれば、特養への入居を検討しています。

サ ショートステイについては、空床型利用ではありますが、在宅サービスにおいて欠くことのできないサービスであることを認識し、地域資源としてその役割を果たせるよう市区町村・居宅介護支援事業所・サービス提供事業所・地域包括支援センター等と連携して受入れを行います。

また、入居を前提とした体験入居としての活用も進め、利用者にとって支障のない入居受け入れを図ります。

シ 看護・介護人材の確保については、介護業界への就職希望者の減少、少子高齢化に伴う労働人口の減少、多数の介護事業所や介護施設の競合が人材確保難に拍車をかけています。

今後は、福祉系の高校・大学及び専門学校などとの連携強化、並びに外国人労働者の雇用、雇用条件の見直し、職場環境の見直し、福利厚生の充実などに積極的に取り組みながら、当施設の理念のもと、介護技術を高めキャリアアップが図れる環境を作り人材確保に努めています。

ス 自然災害の発生や感染症、緊急事態などが起こった際の対応について、近年、大規模な災害が頻発しており、有事の際は以下のB C P・対策計画に則り、業務を中断させな

いように準備をするとともに、仮に業務が中断した時にも早急に優先すべき業務から復旧していくための対応を図ります。

- ・自然災害発生BCP
- ・感染症発生時におけるB C P
- ・危機管理計画
- ・緊急事態等対策計画

セ 東館が建設されてから20年以上が経過し、設備の老朽化が目立ち、修繕費が加算しているため、年度毎の修繕計画を作成して維持管理に努めていきます。

### (3) 介護老人保健施設

#### ◎基本理念

- 一、尚和園アンシャンテは、介護老人保健施設のプロフェッショナルとしてのサービスを提供します。
- 一、尚和園アンシャンテは、尚和園の伝統と精神を重んじサービスを提供します。
- 一、尚和園アンシャンテは、地域の中核施設として地域福祉に貢献します。

#### (運営方針)

##### ① 令和6年度目標

- 施設入所 定員100人に対する年間平均稼働率95%
- 通所リハ 定員40人に対する平日の年間平均利用率75%

##### ② 目標を達成するためには「出来ません」ではなく、「達成するためにどうしたら出来るか」という新たな発想の転換と工夫及び職員一人ひとりの生産性の向上を目指した体制づくりと業務遂行能力の強化。

- ア 職員のレベルアップにより、全ての申込者の原則全員受入れに努めます。
- イ 介護報酬改定に伴う体制の強化に努めます。
- ウ 「強化型」への移行を目指します。
- エ 利用者への充実したサービスの提供及び顧客満足度の向上に努めます。

##### ③ 令和6年4月・6月に実施される介護報酬の改定に対応する体制の整備

- ア 各種委員会（新規設置委員会を含む）の体制整備と運営の充実に努めます。
- イ 医療機関（協定医療機関及び第二種協定指定医療機関並びに送り込み病院等）との連携の強化に努めます。
- ウ 各種加算の早期取得の検討・対応に努めます。

##### ④ 将来の安定的施設運営のための組織的な取り組み及び生産性向上に向けた仕組みの確立

- ア ソフトの有効利用による記録・請求・計画作成等の合理化と、効率的な業務改善に向けた取組みを実施します。
- イ 人材の確保及び育成を目的とした研修マニュアル及び研修計画に基づき職員のレベルアップに努めます。
- ウ 財務体質の強化については、全ての職員が、計算書類の数値の内容を十分に理解し、危機意識を持った上で現状分析を行い、「問題点の把握、改善するための効率的な対策の遂行及び数値への貪欲な追及」に努めます。
- エ 業務改善の視点に立ち、日常業務の中にある「ムリ・ムダ・ムラ」を解消し、量的な効率化に努めます。
- オ P D C A サイクルを繰り返し行うことにより、継続的な改善活動を実施します。

##### ⑤ 地域福祉への積極的な参加と協力

- ア 介護予防事業へ療法士などを積極的に派遣するとともに、在宅福祉部との情報交換や利用者及びその家族との情報共有に努めます。

- イ 「ホームページ」の活用と「デイケア通信」の発行による福祉情報の発信に努めます。
- ウ 看護・介護・リハビリ関連校・介護職養成学校の実習生や地元中学生の職場体験等の受入れを積極的に行います。

#### (処遇方針)

- ① 利用者のニーズに即した多職種協働による良質なサービスの提供
  - ア 全職員が、利用者の尊厳と人権を尊重し、ご家族が抱える不安の解消に努めます。
  - イ 高齢者虐待防止及び身体拘束適正並びに介護事故の防止に積極的に取り組みます。
  - ウ 職員研修を充実し、業務に関する知識及び技能の習得とサービスの向上に努めます。
  - エ 各種委員会及びワーキンググループ活動を通じ、良質なサービスを提供します。
- ② 良質な食事の提供と食中毒及び感染症の予防
  - ア 食事等は、温冷配膳車の活用などで、温かい作り立ての状態で提供します。
  - イ 食事は、利用者の状態に合わせて管理され、季節感のある旬な献立を提供します。
  - ウ 常時衛生的な施設・設備及び環境を維持し、食中毒及び感染症予防に努めます。
- ③ 介護等の事故防止と災害への備えの強化
  - ア 利用者の身体状況、日常行動を十分に把握し、職員間で情報を共有し事故防止に努めます。
  - イ 万一、事故が発生した場合は、BCP（事業継続計画）に基づき、速やかに処置を行い、事故原因の究明と事故の再発防止に努めます。
  - ウ 介護ロボットの活用など、介護業務の負担軽減を目指しつつ事故防止に努めます。

#### (4) 年輪荘

- ① 年輪荘の基本理念

『高齢者がいつまでも健康で、生きがいのある生活を送ることができるような生活支援を行い、かつ地域に開かれた施設として地域福祉の向上に寄与していきます。』
- ② 管理運営の基本方針

さいたま市年輪荘の指定管理者として、次の基本方針により管理運営をしてまいります。

  - ア 私たちは、利用者の基本的人権を尊重して施設サービスを行います。
  - イ 私たちは、利用者の立場に立った運営を行ないます。
  - ウ 私たちは、個人情報保護を遵守し、必要な情報公開を実施します。
  - エ 私たちは、地域に開かれた施設を目指していきます。
  - オ 養護老人ホームは、「安心」「やすらぎ」と「希望」を重視し、お年寄りに喜ばれるサービスを目指します。
- ③ 経営基盤の安定及び効果的な運営の確保
  - ア 施設経営の基本理念を基に、年輪荘が目指す施設運営の情報を広く周知し、市はもとより各福祉関係機関等との連携強化に努めながら、安定した事業運営が行えるよう養護老人ホームとしての情報提供を含めた訪問活動を積極的に努めていきます。
  - イ 虐待や緊急保護などの緊急入所の受入れも積極的に行い要保護者が安心と安全に施設生活を送れるよう支援していきます。
  - ウ 利用者の身体機能低下にも対応できるよう、尚和園訪問介護事業所と連携し、サテライト事業所としての訪問介護サービスの提供を実施していきます。
  - エ 引き続き快適な生活環境が継続できるよう、施設管理業務計画書をもとに自主整備点検及び外部委託等により、施設の維持管理を適切かつ効率的に実施していきます。

オ 光熱水費においてはさいたま市が掲げる前年比の1割減を目標に定め、削減率を見える化し意欲的に取り組むことで経費の節減を図っていきます。また、夏期・冬期の節電及び節水計画を実施し対応していきます。

#### ④ 利用者満足度の向上等

ア 昨今、認知症や精神疾患などを有する利用者が増加傾向にあり、これら利用者の多様化するニーズに対応するため、個々のアセスメントを適切に行い、持てる力を発揮できるよう個々のニーズを的確に個別支援計画に反映し、自立支援を促していきます。

イ 生活を送る上で支援や介護を要する利用者に関しては、介護保険サービス等を利用しながら、できるだけ長く自立した生活が持続できるよう適切な支援をしていきます。

ウ 利用者アンケートや寮ごとの懇話会の開催、ご意見箱の設置などを行い、利用者の意見や要望を把握し、生活しやすい環境づくりを進めていきます。

エ 旧デイルーム（日常動作訓練室）の有効活用として、利用者の各クラブや教室活動、行事や年2回の健康診断などを行う場として、幅広く利用活用し、利便性の向上に努めています。

#### ⑤ 地域との連携、開かれた施設

朝のラジオ体操の実施や隣接保育園、通園者への駐車場の開放と感染防止のため長らく休止していた、地域の方も参加する人権擁護委員による人権相談会の実施と保育園児を招いた誕生会の交流を再開し、ふれあう機会を設けます。また、地元自治会による夏祭りや正月の獅子舞披露等の行事への参加を予定し、社会的繋がりを可能な限り支援していきます。

#### ⑥ 給食

ア 月1回、給食会議にて利用者からの要望・意見を踏まえ協議を行うとともに食中毒の予防等、衛生管理に努めます。

イ 嗜好調査を年1回実施し、調査結果を基に改善していきます。

ウ 毎月主な献立のメニュー等を新聞ポスターとして掲示し、利用者に事前にアピールしお知らせします。

#### ⑦ 健康管理、感染対策

ア 定期的な受診の実施のほか、通院困難者には介助者による送迎により、受診をサポートするとともに、嘱託医師や精神科医師による定期診察と診療を実施し、早期の治療に努めています。

イ 健康診断や感染症予防接種の実施、毎日の日課としてのうがい・検温・室内換気と食事前の手洗いと消毒の実施、さらに感染予防対策として、3密を避けるなど事前の予防に努めています。

ウ 感染症対策につきましては、安全対策委員会にて情報の共有化を図るとともに協議を行い、適宜マニュアルの見直しを図っていきます。

#### ⑧ 防災管理、対策

ア 消防署指導による年2回の防災訓練を実施するとともに、防災協定を結んでいる地元自治会との防災の集いを実施していきます。

イ 災害時等の安心安全な体制を確保するため、マニュアルを隨時見直し、避難場所・避難経路・備蓄品リスト・非常時連絡網などを、利用者及び職員に周知徹底を図るとともに平常時から安全対策を講じてきます。

#### ⑨ 組織の活性化

ア 業務体制や危機管理体制に関する各種会議・委員会を開催し、それぞれの役割を果たし組織力を高めています。

## ⑩ 職員の資質の向上

- ア 人事評価制度の導入により職員が自己の職責を理解し、職務に対する意欲の強化・開発に努め、働きがいの追及と実績の向上を図っていきます。
- イ 研修意向調査を基に、職員研修計画を策定し実施していきます。

## 2. 在宅福祉

### 在宅福祉部 運営方針

- ① 介護保険法の理念を遵守し、介護予防に重点を置き、認知症の方や単身高齢者、医療ニーズが必要な高齢者の方に対しても、自立の可能性を最大限に引き出す支援に努めます。
- ② 私たちは、単に介護保険サービスの提供だけにとどまらず、高齢者一人ひとりの生活全般にわたり、地域の住民とともに見守り、支えることができるよう、住民相互の助け合い、支え合いの体制づくりに努めます。
- ③ 地域で暮らす高齢者が施設を住まいとして捉え、安心して暮らせるように、在宅サービスと施設サービスを継続した援助に努めます。

#### (1) デイサービスセンター

デイサービスセンターの事業目的は、要介護状態、要支援状態にある高齢者及び事業対象者に対し、ケアプランに基づき、適切な通所介護サービス及び介護予防通所介護サービスを提供することになります。

事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、市及び地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、保健・医療・福祉サービス提供者との連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

新型コロナウィルス感染症は5類に変更されましたが、年間の行事計画及び日課については、感染防止対策を継続しながら運動プログラムや季節行事を実施します。ご利用に当たっては、乗車前の検温実施とご家族を含めての体調把握を継続し、事業所内の換気及び消毒の実施等の感染予防策を講じます。また、自然災害への対応強化においては、送迎時の対応について整備いたします。

さらに、介護サービスの質の向上を図る観点から「科学的介護に関する評価」を法改正に従い3ヶ月毎に行い、評価項目に基づく通所介護計画を策定し、食事サービス・入浴サービス・送迎サービス・機能訓練及び運動機器能向上訓練・アクティビティサービスを提供し、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持、並びに利用者ご家族の身体的、精神的負担の軽減を図ります。

コロナ禍以降において新規利用者数が著しく減少しているため、利用者ニーズに合わせたアクティビティサービスの見直しを行うとともに、利用希望者に対してサービス内容を毎月ホームページにアップして広報活動を行います。

#### (2) 通所リハビリテーション

通所リハビリテーション事業の取り組みについては施設運営と同様としますが、特に、リハビリテーション機能の充実について、優先的に取り組み、実施していきます。

#### (3) ショートステイ事業

- ① 養護老人ホームについては、従来通り事業契約市と密接な連絡を保ち、概ね一週間程度の施設利用とし、ベッド又は居室の空き状況をみて、できるだけ需要に応えて受け入れると共に、利用者のサービスに努め家族の介護負担の軽減を図っていきます。

- ② 特別養護老人ホームのショートステイについては、在宅サービスにおいて重要なサービスであることを自覚して、地域の結びつきを重視して、市、居宅介護支援事業者、サービス提供事業者、地域包括支援センター等と連携していきます。
- ③ 介護老人保健施設尚和園アンシャンテの短期入所療養介護事業は、空床利用事業として実施しているものです。居宅事業や短期利用で対応できる利用者の利便等を考慮し、施設利用事業の利用状況を見つつ実施していきます。
- ④ 利用者からの相談・苦情等に対しては、誠意をもって迅速・的確な対応を図るよう努めています。

#### (4) ホームヘルプサービス事業

ホームヘルプサービス事業は、慢性的な人手不足の改善を図るために、令和5年度よりICT化を行い、現場職員の訪問記録から国保連への請求業務に対し一気通貫の効率化を行うと共に、訪問記録用紙等などの削減を実施しております。

ただし、職員の高齢化も進み継続したサービスを提供していくには、職員の補充が急務となります。そのため、職員の補充に対しては、本部事務所と連携を密に行い求人方法を検討し他部署職員との兼務等も視野に更に深化、発展させていく事が必要になると考えております。

また、法人基本理念に基づき、住み慣れた地域の中で、団塊世代が後期高齢者になるなど高齢者のライフスタイルの変化を踏まえ、日常生活で介護を必要とする高齢者や障害者宅を訪問しご利用者様が、その人らしく生きるための「介護予防」と「自立支援」を遵守して「日常生活支援総合事業」を、関係市区、地域の保健・医療・福祉サービス、地域包括支援センターと居宅介護支援事業所と密接な連携を図ります。

更に、居宅サービス計画や訪問介護個別支援計画に沿った、身体介護（入浴・排泄・衣服着脱等）や家事援助（調理・洗濯・掃除・買物等）の生活等に関する援助を行い、家族等介護者の介護負担の軽減を行い、日常生活支援総合事業や養護老人ホーム等への外部ヘルパーとしてニーズに応じた安心・安全で、幸せを感じながら暮らし続けられるように訪問介護のサービスを提供して参ります。

今後も、感染症等の拡大防止に配慮し資質の向上を図るため、調理実習、実技演習、認知症初任者研修、その他感染症や災害への対応力強化に努める他、ZOOM研修や外部研修等にも積極的に参加して参ります。

尚、本年度も、さいたま市浦和区、緑区及び南区において、障害福祉サービスとして、居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び移動支援事業を実施すると共に、訪問介護保険外サービスを提供し制度の狭間への対応を行い、サービスを柔軟に組み合わせ利用者様のニーズに合うサービスを機動的に提供し、PR活動も行ってまいります。

#### (5) 在宅介護支援センター

さいたま市から業務委託を受けて実施するもので、「さいたま市在宅介護支援センター運営事業実施要綱」に基づき、事業を行います。

事業の目的は、在宅の要援護高齢者及び要援護になるおそれのある高齢者並びにその家族等に対し、在宅介護等に関する総合的な相談に応じ、適切な保健福祉サービスが提供できるように各種の支援や総合調整を行います。

在宅介護支援センター業務の実施に当たっては、緑区高齢介護課、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、介護サービス事業所及び民生児童委員協議会等と連携を図り、協働をこころがけ地域との結びつきを深めていきます。

また、民生児童委員協議会や地区社会福祉協議会、自治会、老人会等の諸団体の集会やサ

ロン活動等に参加し、顔の見える関係づくりに努めます。

介護予防教室・転倒予防教室については、地域包括支援センター浦和しぶや苑と協働し原山公民館に於いて月2回開催していきます。

すこやか運動教室は当園の園庭に設置された運動遊具を利用して地域指導員と共に参加していきます。

地域と共に感染症や災害への対応が強化されるよう、在宅介護支援センターとしての役割を担っていきます。

#### (6) 居宅介護支援事業

居宅介護支援の事業を行うにあたっての基本方針として、「在宅介護の重視」という介護保険制度の基本理念を実現するため、利用者からの相談、依頼があった場合には、利用者の立場に立ち、その居宅において日常生活を営むための支援を行います。このほか、利用者自身によるサービスの選択、保健・医療・福祉サービスの総合的、効率的な提供、利用者本位、公正中立等を踏まえた事業運営を図ります。

介護支援専門員は、要介護状態にある利用者に対し、適切な居宅介護支援（ケアプランの作成とその状況の把握、利用者やその家族、指定居宅サービス事業所との連絡調整、介護サービス等に関する情報の提供など）を行うことを目的とするもので、事業の実施にあたっては関係市区町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの連携を図り、利用者・家族の意向を重視した総合的な支援が図れるように努めます。

また、介護予防、日常生活支援総合事業を実施しており、委託者（地域包括支援センター）より委託を受けて介護予防サービス計画作成、介護予防ケアマネジメントを行い、利用者からの相談、苦情等に対しては、誠意をもって迅速、的確な対応を図るように努めます。

なお、介護支援専門員として専門知識を深め、相談援助技術を向上させていくことを目的に毎週ミーティングを開催し、研修計画に基づき、講師を招いた内部研修も実施します。

感染症や災害への対応力も強化していきます。

さらには、公正中立な立場での業務実施に努め、質の高いケアマネジメントを実施する事業所評価を受けられるように努めます。

その他、法定研修等における実習受入事業所となり、人材育成への協力体制を整備していきます。

#### (7) 地域包括支援センター

令和6年度介護保険法の改正では、人口構造や社会経済状況の変化を踏まえ、「地域包括ケアシステムの深化・推進」「自立支援・重度化防止に向けた対応」「良質な介護サービスの効率的な提供に向けた働きやすい職場づくり」「制度の安定性・持続可能性の確保」が基本的な視点となり、介護報酬改定が実施されます。

その中でも「地域包括ケアシステムの深化・推進」は、認知症の方や単身高齢者、医療ニーズが高い中重度の高齢者を含め、質の高いケアマネジメントや必要なサービスが切れ目なく提供されるよう、地域の実情に応じた柔軟かつ効率的な取組が行われることを求めていきます。

更に令和6年度からは、介護予防支援について居宅介護支援事業所が予防ケアプランを直接受注できるようになります。令和5年度までは包括支援センターによる委託のみであったものが直接プラン作成することにより、事業所との関係を一層密接にすると同時に、支援、指導の強化が必要であると感じています。

包括的・継続的ケアマネジメントを対象となるすべての高齢者に提供するために、地域包括支援センターは実践が可能な環境整備と個々の介護支援専門員へのサポートを行う必要があります。例年開催している地域の介護支援事業所に対する研修会や事例検討会をさらに充

実させ、実践に活かせるようなものとして開催してゆきます。区内の他包括支援センターとの共同による研修会なども含め、実際の開催を行うと同時に事業所に様々な情報を提供できるようなシステムを検討してゆきます。

また、「認知症施策推進大綱」に基づき、適時・適切な医療・介護等の提供、若年性認知症の人への支援、地域での見守り体制の確立などが求められてきましたが、昨年からはじまつた『チームおれんじ』の推進等も含めて今年度も認知症高齢者等にやさしい地域づくりを行うための事業も引き続き実施してゆきます。

### 3. 地域における公益的な取り組み

地域交流の場として尚仁堂の利用とともに、施設内にとどまらず地域に出向いて下記の事業を実施いたします。

また、感染症発症時対策のため、尚仁堂が隔離室として使用できない場合においても、会議室の利用や園庭の利用により事業を継続いたします。

#### (1) 青空体操教室

閉じこもりによる生活の不活発を防止する目的で、ひとり暮らし又は高齢者世帯で外出の機会の少ない方を対象者として、「尚和園 青空体操教室（介護予防講座・生活相談・健康体操）」の実施を継続いたします。実施に当たって、民生・児童委員及び地域の担い手養成研修修了者等のボランティアの協力のもとに、暑さ対策として8月と9月第1木曜日を除く第1木曜日と第3木曜日の月2回行います。

#### (2) ふれあいサロン活動

開催場所を持たない地域の自治会に対して、場所の提供と運営への参画を行い、高齢者サロン活動を実施いたします。なお、開催にあたっては自治会及び民生委員・児童委員協議会と協働して行います。

また、要請により原山地区での高齢者サロン活動に、健康講座、アクティビティ活動、体操教室等の担当者として出向き運営に参画いたします。

さらに、児童福祉分野においても、民生委員・児童委員協議会と協働し、子育てサロン等の行事に対して、場所の提供と運営への参画を行います。

#### (3) 地区社協サロン送迎サービス

原山地区社会福祉協議会主催の社協サロンの開催時に、「参加したくても歩いて行けない」との地域住民の声があり、会場まで歩いて行けない方に対して、園の車両とドライバーを提供して送迎サービスを行います。